

侵害事例データベース

データ作成機関	知的財産保護フォーラム
データ公開日(判れば)／更新日	不明
主な項目	歐州で製造・販売された特許権侵害品のエンフォースメント事例
サブ項目	<p>侵害製品「織物準備機」についてのエンフォースメント事例 侵害品製造国・地域：「ドイツ」、侵害品流通国・地域：「ドイツ、フランス、イタリア等」、権利取得状況：「特許権」「特許権」に基づく「訴訟手続」による対応経過について</p> <p>本件は、95年イタリアでの展示会発見された侵害品に關し、イタリアで侵害品納入先の調査等を行い、侵害事実を確認。97年に警告状、98年イタリア地裁に、99年フランス地裁に、99年ドイツ地裁に特許侵害訴訟を提出した。その後、00年ドイツ地裁より、01年イタリア地裁より、02年フランス地裁より、侵害を認める判決が出された。 その間、被告は、00年ドイツ特許商標庁へ実用新案抹消請求、ドイツ特許裁判所へ特許無効の審判を請求したが、01年ドイツ特許商標庁より請求棄却の判決が出された。 被告は、不服として上記に控訴してしていたが、ドイツ高等裁判所より、和解勧告があり、協議の結果和解を受け入れた。</p> <p>対応に要した期間は約6年、費用は、訴訟に係る経費等約6,000万円。対応の成果としては、世界的に侵害品を販売していた侵害者X社と包括的に和解し、過去の販売実績に基づく損害賠償金及び将来の販売に対するライセンス料を得た。独創的な技術を有する中小企業が海外における権利取得、司法対応という困難な問題に対し、粘り強く対応したことで大企業とのライセンス契約締結につながった。</p> <p>海外特許取得維持費用及び本件の訴訟費用の負担は大きいが、本件の損害賠償金(侵害品の過去の販売数×料率)は過去費用をはるかに上回っている。しかも将来販売分に対するライセンス契約を獲得した成果は大きい。同一当事者間で同一技術について各地で裁判をしている場合、本件のように、先行する訴訟で出された侵害認定を後の訴訟に有利に利用することができる。</p>
特記事項	
URL	http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&key=15